

農業施設学会会員メーリングリストに関する規則

2012年1月28日 制定
2017年10月28日 一部改正

1. 会員メーリングリストの趣旨

会員メーリングリストは、農業施設学会（以下、本学会という）の会員に対して広く農業施設に関する情報の流通を促進するとともに、連絡事項を速やかに会員に周知することを目的に、会員からの情報発信に活用していただくものであり、この規則により管理する。

2. 会員メーリングリストの管理

会員メーリングリストの管理は、情報広報委員会が行う。代表管理者は、情報広報委員会委員長とする。

3. 会員メーリングリストの利用

- 1) 会員メーリングリストへの登録は、本学会の会員のみが行うことができるものとする。
- 2) 会員メーリングリストへの登録は任意とする。
- 3) 会員メーリングリストを利用した配信は、登録したメンバーのみが行うことができるものとする。また、配信内容には会員にとって有益な内容を含むものとする。
- 4) 会員メーリングリストに配信する場合は、発信者の所属、氏名、問い合わせ先を必ず明示するものとする。
- 5) 会員メーリングリストで配信するメールには、ファイルを添付することを禁止する。
- 6) 会員メーリングリストへ配信する内容および表現には十分に注意し、すべての登録メンバーが気持ち良く利用できるよう心掛けるものとする。
- 7) 会員メーリングリストへの連続あるいは多量の配信を禁止する。また、操作の過誤等にも十分に注意すること。
- 8) 本規則に照らし不相当と判断される配信を行ったメンバーについては、管理者による配信の停止、あるいはメーリングリストの登録を削除することがある。
- 9) 会員メーリングリストから取得した各種情報の内容、または、本規則に違反して配信されたメールに関して、本学会は一切の責任を負わないものとする。